

避難行動要支援者 避難支援制度のご案内



郡山市は「SDGs 未来都市」として持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを推進しています。

避難行動要支援者避難支援制度とは？

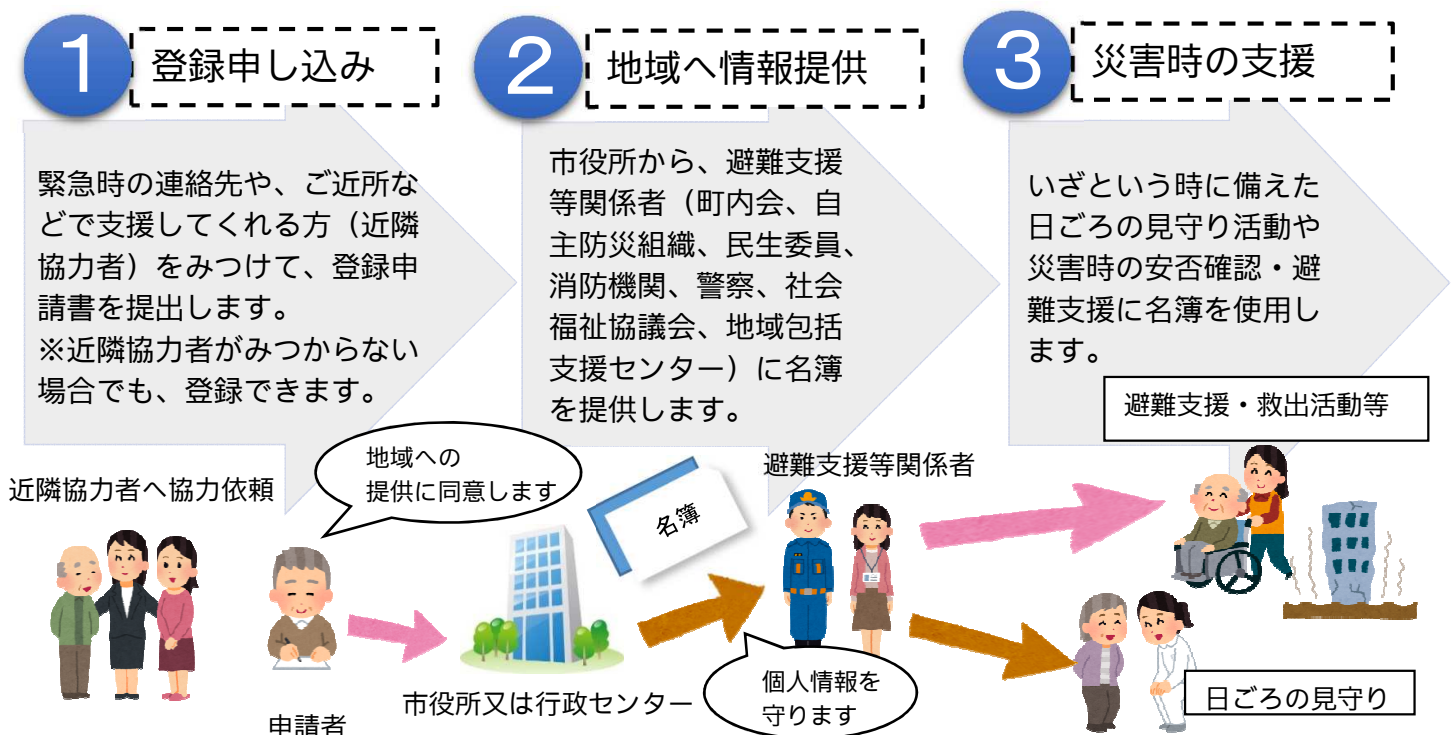
郡山市では、災害時に、自力で避難することが困難な方を「**避難行動要支援者**」とし、そのうち、希望者に限り、本人の同意を得た上で「**避難行動要支援者登録者**」として、避難支援に必要な個人情報を避難支援等関係者（町内会、自主防災組織、民生委員、警察、消防機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会）に提供し、安否確認や避難支援を行う制度になります。

登録の対象となる方は？

在宅で暮らす次の方が対象となります。

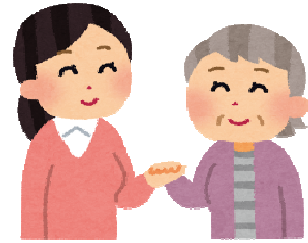
- 75歳以上のひとり暮らしの高齢者
- 要介護3以上の認定を受けた方
- 療育手帳A所持者
- 上記のほか支援が必要と思われる方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 身体障害者手帳1級、2級所持者
- 精神障害者手帳1級、2級所持者

お申し込み方法（制度の流れ）



登録にあたって必ずお読みください

この制度における災害時の支援活動は、地域の「助け合い」のなかで、できる範囲で行っていただくものです。



- ①災害時の支援を保障するものではありません。
- ②災害はいつ起こるか分からず、支援する側も被災する可能性があります。状況によっては支援が受けられない場合があることを御理解ください。

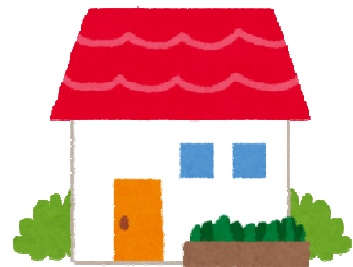
登録後のお願い・御注意

- 緊急時連絡先などの登録内容に変更等があった場合は、「登録情報変更届」を提出してください。
- 在宅の方を対象とした制度のため、住民票を特別養護老人ホーム等の施設に異動して入所された場合は、自動的に登録の取り消しとなりますので御了承ください。

登録する方も、しない方も



- 日ごろから、御自身で災害に備え準備をしておきましょう。災害は突然襲ってきます。そして家族が一緒にいる時とは限りません。そんな時も慌てずにすむように、日ごろからよく話し合い、準備しておくことが大切です。
- 非常用持出品や備蓄品の準備、避難場所・避難経路の確認、家族との連絡手段の確認などを事前に行っておきましょう。
 - 地域の防災訓練等に積極的に参加するなど、日ごろから隣近所や地域の方々とのつながりを深めておきましょう。



申込み先

郡山市保健福祉総務課（本庁舎1階）

問合せ先

郡山市 保健福祉総務課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7
電話 024-924-3822 FAX 024-924-2300
E-mail:hokenfukushi@city.koriyama.lg.jp